

令和6年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和6年12月4日 午前10時00分 開会
午前11時47分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	神橋秀幸
書記	岸田聖士	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 2番 横井晶行 3番 柴田三乃

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第57号 葛城市教育委員会委員の任命について

- 日程第4 議第58号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議第59号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第7 議第60号 葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第61号 葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第62号 葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第63号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議第64号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第12 議第65号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第13 議第66号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議
決について
- 日程第14 議第67号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決に
ついて
- 日程第15 議第68号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決につい
て
- 日程第16 議第69号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決につ
いて

開 会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、令和6年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和6年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。年の瀬の慌ただしさを感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようよろしくお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の議第57号から議第69号までの13件であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、今定例会におきまして、葛城市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

また、条例改正議案等の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管において取扱いについてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第4回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が3件、議決案件が10件、合わせて13件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

奥本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、横井晶行議員、3番、柴田三乃

議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る11月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき、慎重に協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第57号議案につきましては人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第58号及び日程第5、議第59号の2議案につきましても人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第6、葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙を行います。

次に、日程第7、議第60号から日程第9、議第62号までの条例の一部改正3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第60号及び議第61号の2議案を、厚生文教常任委員会には議第62号議案をそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第10、議第63号の規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第11、議第64号の規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第12、議第65号から日程第16、議第69号までの補正予算5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、調整を図って委員の選出をお願いします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は本日12月4日から12月18日までの15日間とし、12月6日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。12月9日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。12月10日午前9時30分より総務建設常任委員会、12月11日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。なお、12月10日午後3時30分より議会改革特別委員会の開催をお願いいたします。12月12日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。12月16日と17日は予備日といたします。18日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項について審査状況を各委員長より報告をお願いいたします。そ

の後、各委員会に付託された議案につきまして、各委員長より審査結果についてご報告をお願いし、質疑、討論の後、採決まで行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しております。所管において協議いただくようお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみといたします。一問一答方式を選択された場合は、回数の制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたしております。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆さんのご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

奥本議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日4日から18日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日4日から18日までの15日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第57号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第57号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の山口容視子氏が令和7年3月4日付で任期が満了することに伴い、提案するものでございます。山口氏におかれましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、引き続き葛城市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、議第58号及び日程第5、議第59号の葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第58号及び議第59号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和6年12月9日付をもって葛城市公平委員会委員の任期が満了とすることに伴い、本議会に提案するものでございます。

最初に、議第58号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、新たに大武勇吉氏を選任いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第59号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、引き続き柴田健司氏を選任いたしたく、提案をするものでございます。

以上2名の方々につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、葛城市公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず1つ目の質問ですけれども、推薦された方の経歴について公表できる範囲でお尋ねしたいと思います。議第58号で推薦されている方につきましては区長会の会長であると私は認識しておりますけれども、そのことの確認も含めて、この推薦された方の経歴について、1点目、お尋ねをいたします。

2つ目ですけれども、葛城市公平委員会は、職員の競争試験並びに選考の事務、こうした

ことに携わっておられるのかどうか、このことについて確認をしたいと思います。

それから、3つ目であります。これは、公平委員会については、中立性を要求される行政委員会として地方自治法及び地方公務員法で定めがあるわけですが、その地方公務員法第9条の2の4項の要件、つまり、政党所属の問題です。このことについての確認は取られているのかどうか。

この3点、質問いたします。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、議第58号のほう、選任候補者の経歴についてのお答えです。選任候補者の大武氏におかれましては、長年、地方公務員として人事・総務関係の要職に就かれた経歴をお持ちであり、人事行政に関してはもちろん、行政職員経験者として幅広い識見を有しておられます。議員お述べのとおり、現在は葛城市の区長会会長をされておられます。

2点目の公平委員会の委員ということで、職員の競争試験及び選考に関することは、これは行っておりません。ただし、葛城市職員採用試験委員会の設置要綱第3条2項に基づきまして、公平委員会の委員が職員採用試験委員会委員に充てられているということでございます。

それと、3点目の地方公務員法第9条の2第4項につきましては、抵触していないことを確認しております。

以上です。

奥本議長 林本総務部長、今の1点目の質問のところの経歴なんですけども、区長会会長が兼任することに対しての内容の説明をちょっと追加してお願いします。

林本総務部長。

林本総務部長 ただいま、ちょっと答弁漏れということでございますけども、区長会会長をされていることが公平委員会委員としての事務の遂行には影響がないということでございます。

以上です。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 議長が追加で質問されましたけど、私、それを次に質問しようと思って経歴を確認いたしましたので。

奥本議長 ごめんなさい。失礼いたしました。

谷原議員 ちょっと同じ質問になろうかと思うんですけども。

今、3点ほどご回答がありました。

それで、まず1つ目の、区長会の会長を行われていたということで、私は、この方の人物、識見、能力とか経歴、これは、そのことでお知らせいただいて、十分な方だなと思いますが、この区長会の会長である方を公平委員会の委員として選任するということについてちょっと聞きたいと思います。

これは再質問ということで2回目の質問になりますけれども、区長というのは、ご存じの

とおり、地元の様々な要望を行政のほうに伝える、市長のほうにも要望するという仕事をされています。他方、この公平委員会というのは、地方公務員の労働基本権の制約に伴って代償措置として設けられた行政委員会ですから、仕事内容が、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査して、判定し、及び必要な措置を執ること。市長にも当然こうしたことを伝える、求めるという関係にあります。あるいは、職員に対する不利益な処分に対する審査請求に対する裁決、あるいは職員の苦情を聞くということでもありますけれども。つまり、市長に対して公平委員会として物を申し上げる立場にある、片や区長としてはお願いする立場にあるということですから、市政に関係する関与が、区長及び区長会会長としてはそういう仕事、関わりが出てくるということでありますから、言ってみれば、公平な職を遂行するに当たって、利益相反になるところも出てくるといふふうに考えられます。

また、先ほどありましたように、職員採用試験の面接等にも携わっているということでもありますから、地元の方々の職員採用の希望とか、そういうことも区長の方、地元のこともよくご理解だし、場合によってはそういうことについてもいろんなことをお聞きになる可能性もあります。

したがって、私は、公平委員会というのは、設置の目的が、政治的な中立ということもございまして、公平であること、中立性が求められる行政委員会でありますから、こういう区長会という形、区長という形で行政との関係がある方を就けることに私は問題があるといふふうに考えているんですけれども、このことについての見解。今、それには当たらないといふふうにおっしゃいましたけれども、こうした懸念についてどのようにお考えなのか、その見解をお答えいただきたいと。これが最初の質問に対する2回目の質問ということになります。

それから、1つ目の質問は区長会の会長だということを確認したのでいいんですが、2つ目の質問で、競争試験に関与するということで、実際には公平委員会として職員採用試験に携わっているのではなくて、要は、人事・採用に関わる委員会の規約の中で公平委員が面接等に携わるといふことの内規があつて、そこで公平委員会の方に面接試験等に出ていると。恐らくこれは採点もされているわけですね、当然。採用に関して採点等をされていると思いますが、これは地方公務員法の第9条に定めがあります。「公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、第8条第2項各号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができる」と。つまり、条例の制定で初めて公平委員が採用試験の面接事務に携わることができる。それ以外は、第8条では、公平委員会の職務、4つに限られております。4つ目は条例があればできることも含みますから、実質上3つです。したがって、この点については、私はもっと適正な法の運用をすべきではないかと考えておりますが、つまり、そういうふうになんとされるんだったら、地方公務員法に基づいて厳格に、やっぱり条例を制定して行うべきだと思えますが、この点についての見解をお伺いします。

以上、再質問で2つさせていただきます。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、大武氏におかれましては、長年、地方公務員として勤務されてこられました。公平・中立の立場という点では、非常にそういった理念において仕事をずっと全うされてこられたというふうに考えております。まずそのことをもって、今回、公平委員会の委員として適任であるということで選任をさせていただいております。すなわち、区長会会長というのは現状されておられるけれども、それに関しましては、こちら、公平委員会委員に選任されたということとの関連性、また影響、一切そういったことはございませんので、その点をご留意いただけたらというふうに考えております。

2点目の公平委員会の委員が職員の採用試験選考委員のほうに、今、現状なられているということに関しては、今、葛城市としては、そういう要綱の中で、これは公平委員会委員として職員の採用試験の選考委員会に充てられているという形の中での運用をさせていただいております。議員おっしゃるとおり、条例で定めがあれば、公平委員会委員も試験選考に携わることができるということは分かっておりますので、その点はちょっと確認をして、今後、調査・研究させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 意見として簡潔に述べさせていただきますが、条例については、これは研究・検討をぜひしていただいて、厳格な措置を取っていただけたらと思います。

2つ目の任命ということに関わってですけれども、この人物の識見、その他経歴、それに対して私は異議を申しておるものではございません。立派な方だと敬意を表します。区長会の会長としても立派な方だと思っております。しかし、この方を公平委員会の職として、先ほど言いました中立性・公平性という観点から、市長との関係性において、利益が相反する立場に置かれてしまうのではないかということなんです。それはご本人の資質とかではなくて、ご本人の能力・資質ということではなくて、それぞれの職をそれなりにやろうとすれば、影響し合うところが出てくるのではないかということなんです。例えば区長の方が地元の方から職員のいろんなことについて相談を受けたり、地元の市政に関わることに相談を受けた場合、これは区長として市長にちゃんと申し入れるということになります。そのことと、例えば公平委員会として職員の様々な問題について裁決するということがあるわけですから、だから、それぞれの職を全うしようとするときに相反することが出てくると。だから、私は、職にある者として適切なことにならないのではないかということを申し上げております。そのことをご理解いただいて、このことについては検討いただきたいと思います。思っております。

以上を意見として添えておきます。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、日程第4、議第58号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 私は、今、質疑申し上げた中でも少し簡単に触れましたけれども、反対の立場で今回この任命の同意にする議案については意見を申し上げたいと思います。

議第58号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることに反対の立場で討論いたします。

反対の理由を申し述べる前に申し上げておきますが、私は議第58号において推薦されている方の人格及び能力・見識をもって異を唱えるものではございません。区長会の会長をされていることに敬意を払うものであります。

では、なぜ反対をするのかということであります。それは、推薦されている方が現在、区長であり、区長会の会長の職にあるからであります。公平委員会は、地方公務員法の労働基本権制約の代償として、地方公務員法に基づき設置されている行政委員会でございます。その事務は同第8条に次のようにあります。「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること」「職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること」「職員の苦情を処理すること」が主な事務内容となっています。つまり、職員の勤務条件や不利益処分、最近では総務省の調査でもこの公平委員会の扱うパワハラについての相談件数が増えているという報告もありますけれども、こうした苦情なども、市長に対して必要な措置を取ることを求める、そうした判断をする委員会であります。しかし、区長は地域の要望の実現を市長に求めるために働かなければなりません。そのため、区長が公平委員の立場から市長を裁定する際に取引が行われる、情実が働く、そうした可能性を排除できない、そうした関係にあると思います。公平委員として公平な事務を行う、あるいは区長の職を全うする上で、これは相反する関係になると考えます。

また、葛城市の公平委員は現在でも職員の採用試験事務に関与しております。ここでも区長であれば地域の住民から様々な要望を受ける、聞くという立場にございます。人事採用における情実人事を排除して、能力主義、成績主義に基づく公平な競争的な試験を実施する上でも、私は、市民から疑念を招くことになるのではないかと懸念しております。

過去、ある市長の時代に、12市で唯一、市長が1次、2次、3次の面接試験に関わるということをやっていた時代がございます。私の前任の白石栄一前議員が繰り返しこの問題を取り上げ、改めることを求めてまいりました。過去の会議録に詳しく見ることができますが、当時の市長は「法的に問題はない。私はちゃんとやっている。不公平なことはやっていない」ということをおっしゃっております。結局、その市長の時代は、採用面接試験に市長が携わらないということはありませんでした。これが終わったのは阿古市長が市長になってからであります。このときも過去の議会でいろいろ答弁がありますが、阿古市長は「公平性のために疑われるようなことがあれば、市長が出ることがあってはならないと考えている」という答弁をされております。

その中で、この人事・採用におきましては、過去は公平委員、それまでの市長の時代は1名しか面接には携わって出ておりませんでした、3名の公平委員がこの面接採用試験に関

与すると。つまり、公平性を担保する、情実人事を避けて競争主義的な試験を公平に行う、この担保のためにこうした制度が運用されてきたものと私は理解しております。

ところが、今回、区長会の会長を公平委員にするということは、言ってみれば、法的に問題はなくても、こうした公平性・中立性に問題がある、懸念があるということがあれば、これは私は排除すべきだと思います。それぐらい公平委員会の仕事は重たいと私は思っておりますので、職員の方々の立場からしても、きちっといろんな問題を市政に届ける、あるいは公平委員会に訴えられるという、そうした公平委員会にするためにも、私はこの公平性の担保はもうちょっと厳格に取るべきだと思いますので、このたびの議第58号については反対いたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

松林議員。

松林議員 議第58号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、葛城市公平委員会に大武勇吉氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。公平委員会は、市役所で勤務する職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に置かれている重要な機関であります。委員の選任に当たっては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者とされております。大武氏におかれましては、長年、公平・中立の立場で仕事をされてきました。行政経験が非常に豊かで、人事行政に関し見識が高く、適任者であると認められます。

よって、大武勇吉氏の公平委員の選任について同意すべきと考え、私の賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、これに同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、議第59号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙についてを議題といたします。
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員を指名いたします。

選挙管理委員会委員には、葛城市大畑、木村佳照氏。葛城市脇田、持田成典氏。葛城市正田、清村好伸氏。葛城市染野、中井一雄氏。以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村佳照氏、持田成典氏、清村好伸氏、中井一雄氏の4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員を指名いたします。

指名に当たり、お諮りいたします。

補充員は、ただいま当選されました選挙管理委員会委員に欠員が生じたとき、繰り上げて委員となるものです。補充員の順位につきましても議長が併せて指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

第1順位、葛城市柿本、今面文雄氏。第2順位、葛城市兵家、山本眞義氏。第3順位、葛城市新町、森岡偉晃氏。第4順位、葛城市加守、岡幸子氏。以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました今西文雄氏、山本眞義氏、森岡偉晃氏、岡幸子氏の4名が選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

次に、日程第7、議第60号から日程第9、議第62号までの条例の一部改正3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第60号から議第62号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて、及び議第61号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについての2議案について提案理由を申し上げます。

葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食當麻の家」及び葛城市道の駅かつらぎは、ともに農林課が所管する指定管理施設であり、両施設の設立時期の違いにより、両施設に係る条例の構成が違うことから、構成の見直し、読替規定及び略称規定の整備等の改正を行うものでございます。施行期日は、令和7年4月1日でございます。

次に、議第62号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正により、施工工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。施行期日は、令和7年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第60号及び議第61号の2議案については総務建設常任委員会に、議第62号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第10、議第63号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第63号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

す。

本案につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散され、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。施行期日は、令和7年4月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第64号、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第64号、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合の管理者及び副管理者の選任方法について変更するものでございます。施行期日は、知事の許可の日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 それでは、質問させていただきます。

規約の変更でありますけれども、これまでは、この規約につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合理約第9条、このようになっております。「管理者及び副管理者は、組合の議会において組合市町の長の中から選任する」。つまり、この組合の構成団体とする市町の首長の中から選任するということになっております。この議会において選任するとなっております。

ます。ところが、このたびの改正では、管理者は御所市長をもって充てるということで、この組合が置かれている地元の市長、御所市長を、充て職としてこれを充てるという大きな規約の変更であります。つまり、管理責任者をこれまで選んでいたものを、もう専任ということで決めてしまう、充て職で決めてしまうということですが、これについて、どのような理由なのか、ちょっと今の提案の中では分かりませんでした。

ほかの市町の首長等も含めて協議をされていると思うんです、規約の変更なので。それについてほかの市町はどう考えているとか、あるいは、なぜこの変更なのかという具体的な理由をもう少しお聞かせ願えないでしょうか。

実態として地元の御所市長がずっと選任されてきたということはありますけれども、実態と規約の中での選任できる・できないということとは全く違いますので、そのことも含めてどのような協議がされてきたのか、分かる範囲でぜひお答え願いたいと思います。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 おはようございます。市民生活部の西川です。よろしくお願いをいたします。

ただいま上程となっております奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更につきましては、令和6年7月23日開催の組合運営協議会において、規約の変更について協議をされております。内容につきましては、当組合の管理者については、施設の運営には地域住民の理解が不可欠であるため、施設所在地の自治体の長である御所市長がこれまで選任されてこられました。そうした実情を加味し、管理者の不在期間をなくするため、御所市長をもって充てる。また、副管理者の選任については、組合運営協議会の中で御所市以外の組合市町の中から互選することでこの協議が決定をされ、今回の本会議での上程となっております。

以上です。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 今の答弁でありますけれども、言ってみれば、不在の時期が出てくると。つまり、御所市の市長が、市長選挙もございましたけれども、そういう期間、不在になったりすると。御所市長の場合は地元の住民との関係、理解・協力を得るという立場からこれまでも選ばれてきておりますけれども、不在になるのは好ましくないということでありましたが、なぜ、じゃ、副管理者を置くのかということになるわけです。短期の不在であれば、とりわけ、私が考えるのは短期の不在だろうと思います。これは病気休養というふうになるとまた別の問題にもなりますので、副管理者が当然責任を負ってやるという体制であるわけですから、私はちょっと理由としては当たらないんじゃないかなというふうに聞かせていただきました。

再質問になるんですけれども、私は、今後、この葛城地区清掃事務組合、要は、し尿の処理、これについてはアクアセンターの大規模な改修、あるいは、場合によっては閉鎖。地元の温泉施設もあります。大きな公園もあります。その跡地をめぐる問題、これが今後10年、課題になってくるだろうと思います。そのときに、管理者の在り方というのは、私は重要なことになるんじゃないかと思っています。だから、これまで一応ずっと地元の市長が、やっぱり地元の協力関係が必要だからということで選ばれてきた。この選ばれてきたということが私は大事ななのであって、ほかの市町に対する合意を取り付ける上でも、選ばれている

からほかの市町は協力するということになるわけです。大きな改変がこれから予定されているときに、組合として様々な市町の間関係をつくっていく上でも、私は、最初から専任というふうになると、後々のいろんな合意がやりにくくなるのではないかと。現状で全く問題なく推移しているわけですから、ここで、こうした改変をやるというのは私はどうかなというふうに思うんですけれども、この考え方についての見解はどうお考えですか。つまり、やっぱり、改変ということで、各市町村の合意形成ということがかえってやりにくくなるのではないかというふうに考えるわけですが、このことについての私の懸念、どういうふうにお考えなのか、これについてお伺いします。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 今ご質問の回答でございますが、これまで組合運営協議会というのがございました。前回の規約変更の際に、首長らで構成される組合運営協議会というのができましたので、その中で各首長が協議をされて、今後の在り方等について協議をしていただけるものだということを思っております。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 前回の規約改正で、市町の様々な問題を協議する、そういう運営協議会というものをちゃんと設置したと。これで担保できるという回答でありました。この点については理解いたしました。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 私は、議第64号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について、反対の立場から討論をいたします。

本規約は、4市4町を構成団体として、それら市町のし尿処理を行うための共同事務を行う組合の規約であります。構成団体は、し尿処理のために処理量に応じた経費を分担してきました。その経費の中には、し尿処理に係る経費だけでなく、いわゆる忌避施設として地元の協力を得るために設置されております温泉施設や公園の維持管理に係る経費も当然分担してまいりました。

さて、今後、葛城地区清掃事務組合の在り方が大きく変わっていくということも想定されます。とりわけ、アクアセンターの大規模改修をどうするのかということがこれまでの組合議会でも、積立金が、積み立ててきたものが十分ないとか、ほかのために使って、改修のために使って、十分改修のための積立金が積み上がってないとか、この改修に伴う各市町の大きな負担の問題、こうした問題が今後議論に上がってまいります。

その一方で、し尿くみ取りがだんだん減ってくる。下水についても、奈良県全体では下水処理について余裕ができてくる。そのためにアクアセンターを設けてそれで処理するのでは

なく、直接それぞれの市町がし尿を下水管に流して奈良県の最終処理に委ねるというふうな方向で、アクアセンターを解散、組合を解散するようになるかどうか分かりませんが、アクアセンターの大規模改修を避ける、こういう協議等も今後あり得るかも分からない。そうすると、残った施設、温泉、地元の公園、これの扱いをどうするか。それぞれこの組合の中で、今後、非常に大きな議論がされていくことになるんだろうと思います。

それに向けて規約の整備もされていると思うんですが、運営協議会という形で、市町の長の意見交換が十分できるということでありましたけれども、やはり、管理者を専任でしてしまう。大きな問題があったときに果たして葛城市が、あるいはほかの市町が、それに対して大きな異論が出てきたときに、その管理者の案に対して大きな異論が出てきたときに、牽制するという1つの仕組みを失うことになる。選ばれるということは管理者にとって大きな牽制になります。それを外すということですから、これは、私は葛城市にとっては利益にならないものだと考えます。

地方自治法の改正によって、平成24年でしたかね、一部事務組合については、一方的に脱退すると、そうすれば2年後には脱退できるという改正になっておりますけれども、私は、それはかなり強硬なやり方であって、そうならないように組合としてもいろいろ協議を尽くすということが大事だと思いますが、その上でも管理者を牽制するという仕組みを失うというのは私は好ましくないと考えますので、以上の理由で反対といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 私は、議第64号、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、4市4町で構成しています、し尿及び浄化槽汚泥を共同で処理する目的で設立されました。その事務組合理約の一部変更しようとするものであります。

変更内容について具体的に申し上げますと、今、反対討論でもございましたように、今までは管理者、副管理者、管理者は組合議会において組合の市町の中から選任するということでもございました。それを今般、管理者は御所市長をもって充てるというふうに改正をしようとするものでございます。副管理者についてはちょっと省略をさせていただきます。

今回、なぜこのようなことになったかという、具体的に申し上げますと、御所の市長が任期途中で辞職をされるということが発生をいたしました。現行の規約でいきますと、議会で選任するということでもございます。この組合議会というのは年2回開催をされるということで、現状から申し上げますと、今、長が、トップがいないという状況にあるわけでございます。長期間、管理者が空白となっている現状から、この空白期間というものをできる限り少なくするために、現在、組合事務所及び処理施設を設置していただいている御所市の市長を引き続き管理者とするよう改正するものというふうに理解をしております。

処理施設であります、皆様ご存じのアクアセンターが供用開始しましたのは平成15年4月であります。御所市民、特に施設の周辺住民との交渉をはじめとするパイプ役として、歴代御所市長は多大なる貢献をしてきていただきました。よって、現行規約下におきましても、

組合議会においても長年にわたり御所市長が管理者として選任されてきたというのが事実であり、私も組合議会に何度も何度も出席をさせていただいておりますけども、そのような意向で選任をしてきたところでございます。

よって、本規約の変更は、組合のトップである管理者の不在期間、今現在、不在なわけですよ。不在期間を極力短くするために有効であり、本組合の歴史から見ても、管理者は御所市長が最適任者であるという判断の下に提案されたと判断をしております。

この組合ですけども、清掃事務組合、今後につきましては、我々、葛城市をはじめ、下水道の普及により、処理量の減少も構成団体によって大きな差が出てくるわけでございます。供用開始から21年が経過いたしておりますので、施設整備についても検討が必要となってまいります。1つ大きな岐路を迎えることになります。葛城市においては非常に難しい状況になると思いますが、この施設はなくすことのできない事業でもありますので、他の構成団体と協力し、事業の遂行をお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井議員。

横井議員 理事者の皆さん、私は、議第64号、賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対の討論がありましたが、その内容は、懸念、可能性、啓蒙的です。私は、技術的な根拠、統計的な根拠が必要だと思っております。だから、賛成に進みたいと思っております。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議第65号から日程第16、議第69号までの令和6年度補正予算5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第65号から議第69号までの5議案につきまして、一括して提

案理由を申し上げます。

最初に、議第65号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,054万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億1,335万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正や、国や県への精算に伴う過年度収入や返還金の追加等でございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

次に、議第66号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,823万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、令和7年度人間ドック助成事業及び特定健康診査受診券等印刷・封入封緘業務委託に係る債務負担行為と令和5年度国庫補助金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

次に、議第67号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,543万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、物価の高騰に伴う原材料費の追加でございます。

次に、議第68号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業費用で706万5,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を8億797万円とし、資本的支出において74万1,000円を追加いたしまして、資本的支出の総額を5億1,211万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

最後に、議第69号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、下水道事業収益で139万2,000円を減額いたしまして、下水道事業収益の総額を11億9,471万7,000円とし、下水道事業費用で13万7,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を11億9,193万4,000円とし、資本的支出で152万9,000円を減額いたしまして、資本的支出の総額を7億9,972万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号から議第69号までの5議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号から議第69号までの5議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時45分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、6日、9日、18日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、10日午前9時30分から総務建設常任委員会、同日午後3時30分から議会改革特別委員会、11日午前9時30分から厚生文教常任委員会、12日午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されます。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時47分